

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和7年3月13日(木)
午前9時30分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
3. 協議（市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書（案）について）
4. 協議（市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書（案）について）
5. 所管事務調査（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について
6. 報告等（測量設計業務にかかる所得税の源泉徴収漏れについて）
7. 報告等（新しい橋本市郷土資料館の供用開始について）
8. 報告等（学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について）
9. 報告等（高野口中学校の耐力度調査結果について）
10. 報告等（橋本市民病院経営強化プランの見直し及び令和7年度事業計画について）

説明員

市 長	平木 哲朗	副 市 長	小原 秀紀
教 育 長	今田 実	病院事業管理者	古川 健一
病 院 長	駿田 直俊	危機管理監	大岡 久子
総合政策部長	井上 稔章	政策企画課長	辻本 真吾

総務部長
 消防長
 建設部長
 まちづくり課長
 農林整備課長
 水道経営室長
 下水道課長
 福祉課長
 介護保険課長
 こども課長
 家庭教育支援室長
 医事課長
 教育総務課長
 生涯学習課長
 監査事務局長

中岡 勝則
 永井 智之
 西前 克彦
 中村 充隆
 壺井 敦史
 寺田 嘉文
 辰巳谷 昭範
 犬伏 秀樹
 小林 義弘
 萱野 健治
 吉田 健司
 谷澤 由紀
 丸山 恭司
 長谷川 典史
 岩坪 恭子

財政課長
 経済推進部長
 都市整備課長
 建築住宅課長
 上下水道部長
 水道施設課長
 健康福祉部長
 保険年金課長
 いきいき健康課長
 子育て支援センター
 病院事務局長
 教育部長
 学校教育課長
 会計管理者
 選管事務局長

三嶋 信史
 三浦 康広
 茶原 正人
 石井 隆博
 堤 健
 森下 弘茂
 久保 雅裕
 丸賀 啓史
 石井 義光
 坂口 淑子
 池之内 正行
 岡 一行
 大谷 裕幸
 兼井 和彦
 辻本 昌亮

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長
 議事調査係長

福井 直記
 中井 ユリ

事務局次長
 書 記

笹山 奨
 諸田 泰己

(午前9時30分 開議)

○委員長(堀内和久君) ただ今の出席委員は8人で定足数に達しております。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、3月6日の本会議において本委員会に付託された議案第36号及び議案第42号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(堀内和久君) 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

病院医事情報課長。

○病院医事情報課長(谷澤由紀君) おはようございます。では、ご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、改正の概要ですが、市民病院の特別の療養環境の提供、いわゆる個室料金について、市内・市外料金の区分を廃止して、市外の金額区分に統一したいと考えております。

なお、施行にあたっては、周知期間を半年間設け、令和7年10月1日からとしたいと考えております。

改正の内容ですが、以下、載せておりますが、個室、特別個室ともに、現在は市内と市外と分かれておりますが、これをすべて個室については7,700円、特別個室については1万6,500円と、市外の金額に合わせたいと考えております。

次に、改正の理由です。市内・市外の統一なんです、本法、国の公的医療保険制度の特徴としましては、国民皆保険、フリーアクセス、現物給付が挙げられますが、居住地により個室料金が増減されるということは、この特徴であるフリーアクセスの

阻害要件となる恐れがあるという考えがあります。

次に、近隣病院との比較をしました。金額に関しましては、社会通念上適切妥当のものとされておまして、平成16年の新築移転より見直しを行なっておりません。参考となるものが、近隣及び医療提供の機能によるものと判断し、県内を中心に調査しました。近隣の同等の機能を有している病院と比較して、当院は若干低額であることがわかっております。

次のページをご覧ください。補足資料としまして、病院のいわゆる個室料金の概要について書いております。医療機関において、個室料金は保険外の取り扱いがなされ、選定療養の一種として基準が通知されております。健康保険では、保険適用負担と保険適用外負担が一連の治療で発生すること、いわゆる混合診療といわれますが、禁止されている取り扱いになっています。個室は、診療に係る追加サービスとして、特別に自費での徴収が認められているという形になっております。個室料金は、一定の条件の中で、医療機関が妥当な範囲で自由に定めることができ、厚生局に届出及び報告を行うことで徴収することができるとなっております。

現在、橋本市民病院の個室料金なんです、下の表のように、近畿厚生局和歌山事務所宛に届出を行っております。これは公開されておるもので、ただ、届出にあたっては、区分において最大の金額を記載することと指導を受けておりますので、市外料金の個室に関しては7,700円、特別個室の1万6,500円という金額が記載されております。

なお、今回、議決いただいて条例改正がされた場合においても、すでに最大料金を届出しておりますので、今回は厚生局宛の届出は不要となります。

次のページをご覧ください。和歌山県内の徴収状況を調べました。ご覧のようになっております。主要な公的病院の徴収状況ですが、海南医療センター、公立那賀病院、紀北分院等ありますが、規模・役割に近い

と考えられる病院のボリュームゾーンのところに赤のマーキングをしております。和歌山県内では、市内・市外、自院の管内と管外で金額を分けている病院はございますが、役割が近い病院での中央金額の設定は、大体5,500円から8,800円が多いと考えられます。

次のページをご覧ください。近隣の病院に関しまして状況確認をしました。まず、紀和病院が8,000円前後、紀北分院が7,700円となっております。県外、奈良県になりますが、南奈良総合医療センターにおいても7,700円となっております。

以上のように、当院の市外の金額が、近隣の水準と同等であるために、市外のコレ7,700円に統一したいと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）おはようございます。私はどっちかというと、もうこれナンセンスやなと思ってるんですけど。

公的医療保険制度を対象とする治療に対して差異があったらあかんのはわかるんです。でも、そもそも、この個室を使うか使わないかっていうのは、公的保険を使えなくて、自費で払うもんですよね。そうすよね。ってことは、橋本市民病院が橋本の市税を1円も入れてなければ、それは僕は賛成します。別にいいです。でも、そもそも10億円からお金を、橋本市民の税金を入れて成り立ってる橋本市民病院に、なぜ市外と市内の人が同じ料金で使えることがいいのか。そもそも橋本市民、6億円だったとしたら、1人1万円ですよ。赤ちゃんから高齢者の人まで1人1万円拠出して運営している状況になっていて、ほんとで橋本市民はその拠出をしたうえで利用している。市外の方は、なしで利用できるわけですよ。そう考えたときに、その差額分ぐらいは、市外の方が橋本市民病院を利用するときは、お支払いいただいて、ご利用して

いただくのが本筋ではないかというふうに思うんですけども。そもそも介護保険適用外のところに、この論理をね、そのフリーアクセスとかいうのを持ち込むこと自体がナンセンスで、これ、お支払いできない方は逆に相部屋っていうんですかね。こっちを使っていたらいいだけの話ではないのかと思うんですけども。なぜ、市民病院に対して、市内と市外を一律にする必要があるのか、もう一度説明をお願いします。

○委員長（堀内和久君）答弁できますか。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）お答えします。

今の橋本市民病院は、橋本市からたくさんの方の繰り入れをしてもらってるんやから、個室料金に差をつけてもええんじゃないかという、そういうようなお話だと思います。ただ、繰入金っていうのは、地域において必要な医療を提供するために、国が定める繰出基準に基づいて、一般会計から繰り入れるというふうに決まっています。橋本市民病院は、救急医療とか周産期医療とか、不採算部門の経費、随分かかっています。それに、病院の建築改良に要する費用もたくさんかかっています。それ以外にもたくさん物がかかっているわけです。そこを総務省の基準に従って、市から繰り入れていただいているというところです。だから、赤字の分を補填してもらってるわけではありません。

我々は、救急医療とか、或いは周産期の医療とか、小児医療とか、安心・安全な医療を提供するために、365日24時間職員は待機しています。うちの職員のドクターのほとんど自宅は和歌山にあります。ただ、宿直、待機、そのために家を空けて、病院の近隣に、近傍に住んでると。月のうちに多い先生だったら10日ぐらい家を空けてます。小さい子どもがおっても関係ないです。そのために職員は一生懸命頑張って、まあ、仕事をやってるわけですけども。

ごめんなさい。質問がちょっとずれちゃいましたね。

だから、いわゆる救急医療とか、周産期医療とか、いわゆる小児医療、不採算部門

に対する医療を提供している。そういうふうなものも含めて繰り入れがなされてるといふふうに思いますので、別に、赤字の部分を補填していただいているわけではないということで、今回のこの個室料金に差をつけていいんじゃないかという理由にはならないかなというふうに僕は考えてます。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）でもね、赤字なのは事実ですよ。これね、僕試算したんですよ。79室を病床使用率で0.85掛けて、まず、市民の利用割合、ほかのプランのほうにありましたけど、0.64、2,200円上げて365日運用した場合は、大体3,450万円黒字というか、売り上げ増えます。これ、市民じゃなくて、全利用者に適用すると、79室に病床使用率、2,200円、365日って、5,392万円上がるんです。売り上げが、1,700万円ぐらい上がるわけですね。

この条例を通すと、市民の人は、3,500万円分支払ってよ、市外の人是一緒です。でも、赤字経営に対しての経営改善だったら、市外の人でも一律ここを利用するんだったら上げて下さいよっていうのが筋じゃないですか。ほんで、それ上げることで1,700万円まだ売り上げ上がるわけですよ。それを、何で市外の人に対して、そこまで譲歩する必要があるのか。ここについて説明をお願いします。一律上げればいいのではという意見です。

○委員長（堀内和久君）医事情報課長補佐。

○病院医事情報課長補佐（浅田浩嘉君）おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

資料においては、公的保険制度ということで、全国の方が同じ条件で受けれるっていうのが、説明のとおり公的保険制度の要件になっておりますが、まず、橋本市民病院の役割として、当然、橋本市の病院であります。同様に、県の計画に立てられているように、橋本医療圏内の重要な拠点となる病院というふうに考えられております。このため、医療保険制度の観点から申しますと、あまり差を設けるのは好ましくない

という考えに至って、この条例改正案を提案いたしました。

以上であります。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）いや、だから、医療保険制度の話の適応の範囲のところで差をつけるのは間違い、それは僕も同意します。でも、個室料金は適用範囲外のところでしょ。だから、そこに何で差をつけるのを、土俵が違うところの話は何で持ってきて、介護保険制度でそういうふうに認められてるからこっちの個室料金、差こっちもないほうがいいんですみたいな話になるのかが、全く僕には理解できなくて、そもそもずれてると思いますよ、それは。

質問変えましょう。ほんだら、公的医療保険制度を適用しない料金を徴収することにあたって、なぜ、公的医療保険のフリーアクセスっていう、その原則を取り入れるのかについて説明をお願いします。

○委員長（堀内和久君）暫時休憩いたします。

（午前9時43分休憩）

（午前10時41分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）大変失礼いたしました。

本議案につきまして、改めて内容のほうを精査する必要があるというふうに考えますので、お時間のほうを頂戴いたしたいというふうに思います。

○委員長（堀内和久君）ただ今、病院事務局長、当局から発言がありました。提案の理由が、説明内容について再度精査したいとのことですので、お諮りいたします。

本件については、この程度にとどめ、改めて審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、そのようにいたします。

2 議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君）次に、議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）おはようございます。議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について お配りいたしております資料にてご説明させていただきます。

改正内容につきましては、二点ございます。一点目は、国保税率の改正。二点目は、課税限度額と軽減基準の改正でございます。

それでは、1 ページをご覧ください。提案理由ですが、平成 30 年度国保制度改正により、国保の財政運営主体が和歌山県となり、本市が和歌山県に対し、資料 1 ページの中段のとおり、毎年、国民健康保険事業費納付金を納めております。令和 7 年度の納付金は、矢印の下部のとおり、約 17 億 5,700 万円あまりとなっており、令和 6 年度に比べて約 6,000 万円増額しています。その要因については、全国的に社会保険の適用拡大による国保から社会保険への移行による被保険者の減少や、国保被保険者の団塊の世代が 75 歳を迎え、後期高齢者医療制度に多くが移行したことなどにより、被保険者が減少しています。一方で、医療の高度化により、1 人あたりの医療費が増加しており、本市だけでなく、県全体の医療費も増加見込みであり、和歌山県全体で必要な納付金算定基礎額が、令和 6 年度と令和 7 年度での比較で、約 9 億円、3.5%増えたこと、併せて、納付金を抑えるために、県が保有している国保基金を、令和 6 年度は 14 億円を納付金に充当しましたが、令和 7 年度は、10 億円に、4 億円減額したことなどが、令和 7 年度納付金の増加要因として考えられます。

次に、資料 2 ページをご覧ください。毎年県から示される本市標準保険税率は、上

から 2 つ目の表、令和 7 年度橋本市保険税率（案）の枠内の各項目数値の右側、少し小さいですが、括弧内に 8.92%や 2.88%のように示しています。その左に大きく表示しているのが、本市の令和 7 年度保険税率（案）を掲載しております。それぞれ、医療分、後期高齢者支援金分、介護分について、括弧内の県の示す標準保険税率を参考に、各所得割率については約 0.3%の増とし、各均等割額、平等割額についても、括弧内の県の示す標準保険税率の 100 円未満を切り上げています。また、令和 5 年度まで税率改正において激変緩和措置に活用してきた国保基金が、令和 5 年度末でなくなり、令和 6 年度以降は、国保基金に頼らない国保運営を行っており、令和 6 年度においては、県の示す標準保険税率より各所得割率については約 0.1%の増、各均等割額、平等割額についても、県の示す標準保険税率の 100 円未満を切り上げて税率改正をさせていただきました。本来ですと、括弧内の標準保険税率どおりの課税を行いますと、国保特別会計の収支の均衡が取れる見込みですが、令和 6 年度に初めて県の示す標準保険税率を少し上回る税率で課税を行いました。現時点の決算見込みにおいて約 3,000 万円の赤字見込みであり、国保基金がないことから、赤字分は前年度繰越金を充てる予定です。収支不足にならないために、令和 7 年度は、県の標準保険税率を参考に約 0.3%上回る税率改正案とし、収支の均衡を保ち、国保の安定運営、制度維持に努めたいと考えています。中ほどには、現行、令和 6 年度の保険税率、そして、その下には、令和 7 年度の保険税率（案）と現行保険税率との差を示しています。1 人あたりの医療費が増加していることから、医療分が上がっております。

次に、3 ページをご覧ください。これまでの基金の活用実績を掲載しています。平成 30 年度以降、令和 9 年度県下統一保険税の導入を目指し、税率改正を実施してきました。令和 2 年度以降、基金充当による激変緩和措置を取りながら、税額的大幅な上昇にならないよう、保険税率を引き上げる

改正を行なってまいりましたが、昨年度末に県が策定した国保運営方針において、県下統一保険税の導入が令和12年度に3年間延長されました。平成30年度に約5億8,900万円あった基金残額ですが、令和5年度の基金残額はゼロとなり、令和6年度も赤字決算見込みであるため、基金の積み上げは難しく、基金残額はゼロとなっています。そのため、年度途中で急激な被保険者の減少や所得の減少等に対応できるよう、将来的には、少しでも基金を積み立てたいと考えていますが、まずは、収支の均衡が保てるよう国保を運営を行いたいと考えています。

次に、4ページをご覧ください。橋本市が保険税として徴収すべき税率を、平成30年度から令和7年度まで掲載しています。なお、国保税の条例改正については、本年2月に開催された橋本市国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、本案のとおり答申をいただいております。

また、参考までに、5ページから6ページで、モデル世帯ごとの令和6年度と令和7年度の国保税額の年額の増減のシミュレーションをしております。5ページ、単身世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い、税額が1,600円のアップとなります。5割軽減世帯については、2,800円のアップ。2割軽減世帯については、8,600円のアップ。軽減なしの世帯では1万3,800円のアップとなっています。

また、6ページ、夫婦2人世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い税額が2,500円のアップ。5割軽減世帯については、9,900円のアップ。2割軽減世帯については、1万6,000円のアップ。軽減なしの世帯では2万4,400円のアップとなっています。

次に7ページをご覧ください。二点目の改正内容であります。今回の条例改正にはございませんが、3月末に予定されている国の税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額及び低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改定でございます。施行日は令和7年4月1日の予定です。予定されているものとしては、まず、国民健康

保険税の課税限度額の改正についてでございますが、(1)の医療分と(2)の後期高齢者支援金分の2種類がございます。(1)の基礎課税額(医療分)に係る課税限度額の改正についてでございますが、現在の65万円から66万円に、1万円の増額改定するものです。(2)の基礎課税額(後期高齢者医療支援金分)に係る課税限度額の改正についてでございますが、現在の24万円から26万円に、2万円の増額改定するものです。課税限度額の引き上げによる影響の試算ですが、約213万円の課税額の増額となる見込みです。次に、(3)低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改正についてでございますが、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額の54万5,000円から56万円に、それぞれ増額改定するものです。これは、国において物価高騰の経済動向を踏まえ、国保の軽減判定所得を見直すもので、この軽減措置の対象の拡大により軽減対象者が増えることから、約260万円の課税額が減額となる見込みです。減額となる部分については、国・県・市により軽減相当額が公費補填されます。

なお、この二点目の改正につきましては、国の税制改正に伴う本市国民健康保険税条例の改正になることから、現在、国会で審議中であるため、国会の可決を速やかに市長専決による改正予定となっております。

説明については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(堀内和久君)説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高本委員。

○委員(高本勝次君)そしたらさせていただきます。まず初めにお聞きしたいことは、国保の軽減措置を受けておられる人数と、全体でその対象になる人のパーセント、何

パーセントあらわれるかお聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えいたします。

軽減者数につきましては、令和6年度の当初時点でございますが、合計数で5,101人となっており、約6割、60%の方が軽減対象となっております。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか、ほかありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）そしたらちょっと二点目にお聞きします。未就学児の国保税均等割は、国からのことで半額軽減されていることになってるんですが、本市では、この半額になっている人はどれぐらいおるのでしょうか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えいたします。

未就学児の軽減されている対象人数につきましては、158世帯218人となっております。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）それでは、そういう状況になってるんですけども、本市の、国からのそういう均等割半額ということあるんですけども、本市独自で少なくとも義務教育の間までは、この均等割を軽減していくようなお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ご質問にお答えします。

この軽減、半額分を公費で負担しておるところですけども、そこらを広げるとか、全額となりますと、やはり保険料から負担をするということになりますので、今の財政状況におきましては、難しいと考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）難しいっておっしゃいましたが、金額にしたらどれぐらいになるんですか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えします。

金額につきましては、約257万円でございます。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか、まだありますか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）お聞きします。国保税の赤字収支を継続する可能性が高いっていう表現になってるんですけども。和歌山県から、今んとこ、標準保険税率所得割の医療分だけで8.92%ということになっておるんですが、本市では、7.8%現状から9.2%と大幅に引き上げることに、まあ、このようになってるんですけども、この9.2%という根拠を具体的にちょっと、この出てきた根拠を示して、市民にもっとね、わかりやすい形で説明をお願いしたいんですが、いいでしょうか。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えいたします。

現状の状況で試算をいたしましたところ、県が示されます標準保険税率ですと、収支がですね、約1,000万ほどマイナスになってしまう状況でございます。それで、それに、標準保険税率に0.1%、0.2%ということで試算を行なったところですね。0.3%で約2,800万ほど黒字になる見込みではあるんですけども。ただ、今のこの試算につきましては、令和5年度の所得での計算でありますし、また、その現状、今現在の被保険者数での試算でありますので、令和6年度、今、確定申告等で所得を確定しているところではありますが、そういう部分の所得が動くっていうんですかね、上下あると思いますので、少しというか安全をっていうんではないんですけども、県が示す標準保険税率より少し上げさせていただいた税率設定をさせていただいたという状況になります。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）少し上げさせていた
だいたいうことなんですけど、何かちょっ
ともうひとつ、この数値が出てきた根拠、
もうひとつわかりにくいんですけど。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ、その
現状での、令和7年度の県が示す標準保
険税率では、マイナス約1,000万ぐらいの赤
字、収支が赤字となると、この国民
皆保険というところで、国保の制度を、運
営を守っていくために、収支が均衡に保て
るようになっていくようなことを考えたところの税率というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）どうもわかりにくい。
この率でないとあかんっていうのが、何か
ちょっともうひとつ、これでないとあかん
っていうのが、はっきりわかりにくいんです
けど。

○委員長（堀内和久君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）先ほど保険
年金課長のご説明させていただいたとおり、
令和6年度で県の示す標準保険料率よりも
少し高いということで、0.1%の上乗せをし
たところ、本年度の決算見込みで約3,000万
の赤字が出るということ、それから現状、
社会保険の適用拡大に伴い被保険者数がど
んどん減っている状況と、先ほど言ってい
ましたように、後期高齢者のほうに人が流
れているというところを鑑みますと、昨年
度0.1%で3,000万の赤字を考慮しますと、
その分、人数減のところを考慮すると、
0.3%の上乗せをさせていただいて収支バ
ランスを取ろうということで考えております
ので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）率直にちょっと市民
の感覚からいうて、ちょっとお聞きしたい
んやけども。県の統一保険税になっていく、
これからなっていくわけなんですけども、
毎年国保税上がってるということで、その
中でも物価がどんどん毎年、もう嫌ってい
うほど上がっていく中で、低所得者や、特

に子育て、均等割のことを考えていたら暮
らしがだんだん大変というような状況に、
どんどんどんどん追い込まれていくよう
な感じしてるんですけど。当局として、実
際のこの現状っていうのは、どういうふう
に受け止めておられるか、お聞きしたいと
思います。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今の質
問にお答えします。

おっしゃるとおり、今現在、物価高騰つ
ていうところで、低所得者の方につきまし
ては、負担がどんどん増えていってるとい
うような状況ということは理解をしており
ます。ただ、国民皆保険というところで、
最後の砦というところで、国民健康保険は
担っておりますので、そういった低所得者
の方が利用する保険、安心して医療を受け
ていただくための保険であるとも考えてお
ります。制度を守っていくっていうところ
で、制度維持のために、その部分は、国の
状況にもよりますが、標準保険税率統一の
方向で上げていかざるを得ないのかなって
いうふうには考えておるんですけども。

その辺につきまして、市長会等も連携し
ながら、国の公的支援をもう少し入れてく
ださいということであったりとか、子育て、
18歳以下というところで、均等割額を公費
で負担というところのような、そういった
要望も出しておりますので、そこらは引き
続き要望してまいりたいというふうには考
えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかにありますか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）保険税率が上がって
いくっていうことは致し方ないのかなと。
収支の関係上、計算されてるので、そう
なるんだと思うんですけども。

基金がなくなった現状で、今後の見通し
っていうのを教えていただきたいんですけ
ども。保険者数がますます減って、そして
負担がますます増えていくのか。どっかで
頭打ちになって、現状維持になるのか。そ
れともどっかで改善されて、また保険料が

下がってくるのか。こういったものが、ちょっとわかれば教えていただきたいです。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問についてお答えいたします。

基金が減っておりってところで、年度途中で被保険者数が減少でありますとか、年度によって所得が下がることによって基金を投入ってところが考えられることもあるんですけれども。まずは、先ほども説明させていただきましたとおり、収支の国保の特会、特別会計の収支の均衡を保つというところで、基金を貯めていくような方向にはなかなか難しいなというところでは思っておるんですけれども。

そうですね。今後の見通しとしましても、令和8年度ですかね、今まあ、社会保険に加入要件が拡大されておるんですけれども、今、51人以上の企業さんに対して、国保から社会保険にっていうところで、その人数がますます減るっていうことも言われております。そうしますと、また国保、所得がある方が国保から社会保険に移行してしまうっていうところでは、収入の部分について、調定額については、基本的に少なくなっていく、その分、高齢者であったりとか、低所得者の方が多いうところでは、医療費も、ほかの保険事業、社会保険であったりとか、共済とかっていうところの保険よりも1人あたりの医療費が高いという部分を見ますと、財政運営は厳しくなっていくとも思われます。そういう部分で、今後の税率につきましても、徐々に上がっていくのかなっていうところで。

ただ、県下統一の保険料が導入されることによって、県全体で補っていくっていう部分では、ある一定のところでは、国の支援もあるかと思うんですけれども。止まるのかもしれないんですけれども、今現状を見ていきますと、かなり厳しいような状況が続くのではないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）そういうことなんでしょうけど。課としては、働く人を増やし

て、言ったら国民年金の加入者を普通の社会保険のほうに加入してもらうような方向で推し進めることで圧縮されていくのか。

いや、それとも、国民健康保険の人がますます抜けられることで、ますます財政悪化するのかっていうので、どっちに振れるほうが運営上いいのかっていうのだけちょっと教えてください。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えします。

働く人が増えるほうが、国保にとっては所得に対して課税されるものなので、いいところがあるんですけれども。ただ、そういう社会保険の加入要件が拡大されるっていう部分で言いますと、そう思いながらも、やはり被保険者数は減っていくというふうな方向になっていくのかなというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君）本市は、どちらの方向性に行くことが、何て言うのかな、これを均衡、最後の砦の均衡を保てる方向性と考えているのか否か。その辺がちょっと答えもろてないように思うんですけど、いかがですか。

いいですか。問い直したってください。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）例えばね、僕、今、国民健康保険じゃないですか。議員っていう専業でやってるので、お支払いしてるんですけれども、僕がいることで、マイナスになってるんやったら、違うとこで働いて、会社のほうの社会保険入らせてもらって抜けたほうが、国民健康保険にとって得なのか。それとも、いやいや、おってくださいと、しっかり納めてもらって、使ってもうたほうが、いいんですよ。言ったら、今、国民健康保険に加入されてる方が、どんどん外の保険制度を利用したほうが得なのか、それとも維持しておいてほしいっていう、使ってる人によるんでしょうけど。統計上と言うんですかね、加入者が多いほうが、スケールメリットがあって維持できるんですっていう話で理解したらいいんですかね。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただ今のご質問にお答えいたします。

国保の制度といたしましては、やはり加入者が多いほうが、スケールメリットって言うんですか。若い方が、所得のある方が入っていただくことで制度維持にはつながってくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）そしたら、この議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 反対の立場で討論させていただきます。

ちょっと読み上げたいと思うんですが、国民健康保険制度は、国民皆保険を支える、当然のことなんですが、国民皆保険を支える大事な社会保険制度であります。被保険者は自営業者や年金生活者、そしてまた非正規の労働者などが国保に加入しておられることで、暮らしがこういった状況で圧迫してるっていうふうになっております。本市の国保税軽減措置を受けておられるように、先ほどありました、令和6年度で59.6%ということで、全体の6割も占めてるわけで、それだけ所得の少ない低所得の方が多いということの証であります。

更に、未就学児の均等割が半額に軽減されていますが、子どもが多くなると、どんどん国保税が高くなっていくというふうに、少子化対策から考えてもおかしなことだと思います。また、和歌山県から提示されている標準保険税率所得割（医療分）で見ると、県は8.92%と言ってるのに、本市は7.8%から9.2%と大幅に引き上げるような試算しておるわけでありまして。赤字収支が継続する可能性が高いということで、こんなにも増額するのは、どうしても納得できない条例

改正になっておる状況です。毎年どんどん物価がどんどん上がっていきまして、低所得者や子育て世帯の負担にかかる現状から見て、今回の条例改正は、国保加入の市民の暮らしを、ますます一層厳しいものにしていくように思います。よって、こういったことで今回の条例改正には反対の立場で討論したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（堀内和久君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（堀内和久君）起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案第42号の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

3 協議（市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書（案）について）

○委員長（堀内和久君）次に、市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書（案）についてですが、本件については、堀内副委員長か

ら会議規則第14条第2項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である垣内副委員長より説明願います。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書（案）でございます。

全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した緊急調査によると、令和5年度上半期の医業損益の合計は569億円の赤字で、前年同期の394億円の赤字から1.4倍に赤字幅が拡大する見込みであることが示された。また、各種メディアを通じ、大学病院や自治体病院等の大幅赤字による経営悪化が報道されている。その背景には、コロナ禍後、入院患者数の回復が見込めないことに加え、近年の物価や賃金の高騰が影響している。

令和5年の診療報酬改定では、新設されたベースアップ評価料は「令和5年に2.5%の給与増を行えるように設計されている」と説明されているものの、賃上げ促進税制が適用されていない自治体病院等では、人事院勧告を踏まえた「2.5%をはるかに上回る給与増」に対応することは極めて困難である。

また、物価の高騰により、医薬品や医療材料の価格が上昇しているだけではなく、その大半が人件費で構成されている委託料や人材確保のための紹介・派遣手数料も増加し、病院経営にかかる負担は一層深刻化している。様々なコストが増加するなか、人件費を抑制すれば、医師や看護師等の離職が加速し、適切な医療サービスの提供が困難となる。

橋本市民病院においても、令和5年度の医業利益が約9億円の赤字となり、収益改善の取り組みを進めるものの、人件費等経費の高騰により現在も厳しい状況は続き、令和6年度の医業利益は約10億円の赤字となる見通しである。

政府は、最低賃金を全国加重平均で1,500円に引き上げるという目標を掲げ、その時期を「2030年代半ば」から「2020年代」へと前倒しする方針を示している。しかし、公定価格である診療報酬は、病院が独自に費用を上乗せすることができず、経営コストが上昇し続ける現状では、地域医療の将来をまったく見通せないため早急な対策が求められる。

公立病院は地域住民の命を守る社会インフラであり、持続可能な地域医療を確保するには、病院経営の安定化に向けた柔軟な資金調達手段が不可欠である。

よって、橋本市議会は、国に対し、公立病院経営の財政基盤の安定化に向け、以下の対策を速やかに実施するよう強く要望する。

1. 令和7年度地方財政施策における病院事業債（経営改善推進事業）の創設については、公立病院の経営改善に実効性のある制度を迅速に検討し、柔軟な運用をされたい。また、「持続可能な地域医療の確保」に向けた新たな補助金制度の創設を直ちに実施されたい。

2. 診療報酬改定について、急激な物価及び人件費の高騰を踏まえ、持続可能な地域医療の確保のために、入院基本料等の見直しを行うなど、令和7年度において抜本的な対策を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

橋本市議会、意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上です。

○委員長（堀内和久君） 説明が終わりました。

本件について質問等ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 人件費の高騰とあるんですけども、条例含めて、管理職の給与上げませんかというのを最近させていたでいてるんですけども、実態としていくら賃金上昇というのがあるのかだけ教えてください。

○委員長（堀内和久君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今年度の人事院勧告におきましては、実施していた場合に関しては、約1.4億円の賃金上昇が見込まれておりました。皆さんも、テレビ等で報道見ていただいているかと思うんですけども、春闘の中で満額回答というような報道等も出ております。そういったことで、令和7年度におきましても、大幅な人事院勧告のベースアップが見込まれるということが想定されております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）ありがとうございます。うちの病院が、これを飲んで賃金上昇してたら、この意見書って出すのありかなと思うんですけど、実質、見送りをしてたり、あと、ちょっと、また次の報告になると思うんですけども、令和7年度の病院事業計画の17ページに、今後の費用削減縮減の目標で給与削減幅が、4,300万から令和8年から令和11年まで、7,200万、7,200万、7,600万、7,600万ってことで、合計3億4,000万円縮減、給与を上げないっていうような計画になっているので、病院側としては、給与を上げるつもりないよ、どっちかって言うたら下げるよっていう意思がある中で、人件費高騰してるから支援お願いしますっていうのは、ちょっと何か論理的に難しいのか、どうなんですかね。

これ、この支援がなかったら、こういう人件費を上げれなくて、こんなけ据え置きになってしまうので上げてくださっていう理解にしたほうがいいのか、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（堀内和久君）暫時休憩いたします。

（午前11時22分休憩）

（午前11時32分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）病院経営において人事院勧告への実施は見送っているところであるが、令和7年以降も人件費高騰が

見込まれ、社会乖離が拡大する。病院経営の安定化と病院職員の生活への負担を軽減するため、今回、財政支援及び診療報酬の即時改定を求めるものでございます。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、それでは、取り扱い等ご協議願います。

暫時休憩いたします。

（午前11時32分休憩）

（午前11時33分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案は、意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については、正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第14条第2項の規定により本委員会から提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

4 協議（市町村振興資金貸付対象の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書（案）について）

○委員長（堀内和久君）次に、市町村振興資金貸付対象の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書（案）についてですが、本件については、垣内副委員長から会議規則第14条第2項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である垣内副委員長より説明願います。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）市町村振興資金貸付対象の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書（案）でございます。

下の内容は、先ほどの分とほとんど変わっておりません。

要望内容、1. 市町村振興資金において、資金の不足額が確定する前でも、明らかに不足が見込まれる場合においては貸付対象とし、速やかに貸付を行えるよう十分な貸付予算を確保されたい。

2. 公立病院の地域医療確保のための支援については、国において様々な財政措置が講じられているが、将来的な負担となる起債や貸付ではなく、資金の不足が見込まれる状況において不足額を補助するような新たな制度を県において創設されたい。

以上です。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

本件について質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）それでは、取り扱い等ご協議願います。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 36 分休憩）

（午前 11 時 36 分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

それでは、委員長より申しあげます。

意見書の文案は、先ほどと同等。意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については、正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第 14 条第 2 項の規定により本委員会から提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

5 所管事務調査 （仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について

○委員長（堀内和久君）次に、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 所管事務調査を行います。

本件は令和 6 年 9 月 17 日、12 月 9 日の本委員会では、当局より説明を受け、継続調査となっていたものであります。本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、説明願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）よろしくお願います。それでは、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 所管事務調査についてご報告いたします。

詳細につきましては、担当からさせていただきます。

○委員長（堀内和久君）学校再編推進係長。○学校再編推進係長（東 和宏君）では、資料説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料 1 ページをご覧ください。第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針は、昨年 4 月に策定し、5 月から 8 月にかけて、第 1 回説明会を開催後、第 2 期基本方針の変更協議を進めているところです。昨年 12 月の教育委員会議定例会では、学校再編基本方針の変更案を決定し、今年の 2 月に、第 2 回説明会・意見交換会を開催しました。

1 ページは、第 2 期基本方針に係る第 2 回の説明会・意見交換会の開催結果です。学校再編対象校の P T A 役員さんなどの事前の日程調整などを行いながら、今回は、各中学校区単位での開催を基本として、第 2 回の説明会・意見交換会を開催しております。また、今回、再編対象外の小学校の保護者の皆さんを対象とした説明会や、新たに橋本小学校区の地域住民なども対象とした説明会を実施しております。開催日程や参加者数は表のとおりです。また、小学校保護者や未就学児保護者については、説明会・意見交換会に参加されなかった方のために、後日、説明会資料の閲覧や教育委員会へ意見の提出を行える二次元コードを配布し、広く意見を集める取り組み行なっております。

次、2ページをご覧ください。こちらは、現在の学校再編基本方針の変更案となっております。内容は記載のとおりです。

次の、3ページ以降については、各中学校区における第2回説明会・意見交換会でいただいた意見や教育委員会の回答を記載しております。大きくは、左側の表では、保護者からの意見等を記載しております。また、右側には地域住民からの意見等をまとめておりまして、いろいろいただいたご意見について、(A)教育条件、(B)安全対策、(C)まちづくり、大きく3つに意見を分類しています。また、左側の保護者からの意見等には、小学校と未就学児の保護者のどちらからいただいた意見がわかるかというところと、後日、二次元コードにより提出された意見かがわかるよう、文章の終わりには括弧書きをしているところです。

まず、3ページですけれども、橋本中央中学校区の説明会・意見交換会の内容となっております。まず左側、保護者からの意見では、(A)教育条件①にあるように、未就学児の保護者さんからは、学文路小学校、清水小学校、西部小学校の再編統合案はなかったのかといったご意見がありました。また、小学校の保護者さんからは、(B)安全対策①にあるように、スクールバスについての具体的な内容についてや、②にあるように、統合先の学校に関して地震や気象警報発令の際などの災害対応についてのご意見がありました。また右側、地域住民からのご意見では、(A)教育条件①にありますように、人との関わりを深めるためには、少人数のほうが望ましいといったご意見をいただいております。

次の4ページは、隅田中学校区の説明会・意見交換会の内容です。左側、保護者からの意見では、(A)教育条件①にあるように、未就学児の保護者さん、また、小学校の保護者さん、どちらからも出された意見ですが、再編統合前に学校選択をしたという、そういったご意見がありました。また右側、地域住民からのご意見では、(A)教育条件②にあるように、例えばですけれ

ども、学びの多様化学校などの、学校を残す方法がないのかといったご意見がありました。

次、5ページは、紀見東中学校区の説明会・意見交換会の内容です。保護者からの意見では、(A)教育条件②にあるように、紀ノ光台地区が、どの学校に通うこととなるかで、再編統合への賛否に大きく関わるため、紀ノ光台地区の校区がどうなるのか示してほしいというご意見がありました。

また、右側の地域住民からのご意見では、(B)安全対策①にあるように、境原小学校の土砂災害特別警戒区域について、対策工事を実施するのであれば、学校を残してほしいというご意見をいただいております。

次、6ページは、紀見北中学校区の説明会・意見交換会の内容です。保護者からのご意見では、(A)教育条件③にあるように、子どもを一番に考え、再編統合の時期について前倒しを検討してほしいなどのご意見がありました。また右側、地域住民からのご意見では、(C)まちづくり①にあるように、まちづくりの観点から、歩いて通える今の場所に学校があることが重要というご意見をいただいております。

次の7ページは、今後の進め方です。一番上段は、第2期基本方針に関する予定です。令和7年3月教育委員会議定例会において、第2回説明会の内容について正式に報告をする予定です。また、第2期基本方針の変更についての決定は、進め方などについて議論を予定しておりまして、変更内容の決定は、令和7年4月以降を予定しております。なお、3月定例会に報告後、各説明会・意見交換会の会議録については、ホームページにすべて掲載を予定しております。

次に、2段目ですが、こちらは新しい学校づくり推進計画の策定に関する予定を記載しております。昨年の令和6年12月に策定を開始している推進計画ですが、今後は、庁内検討委員会議での協議や、これからの学校を検討するために、教員や児童生徒へのアンケートなどの実施、また計画案がある程度出来上がった段階で、各中学校区で

の意見交換会の実施や、また、パブリックコメントなどを経て、令和7年12月以降に、橋本市の新しい学校づくり推進計画を策定する予定です。

また、一番下段は、新しい学校づくり推進計画を策定し、学校再編計画の決定後の内容としています。学校再編の準備としまして、学校や地域、教育委員会、市により、様々な立場の関係者による話し合いや準備を行い、再編統合した小学校について順次開校していく予定としております。

説明は以上です。

○委員長（堀内和久君）報告が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に対して質問等ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）よろしくお願いします。7ページの基本方針の策定が、議会では、令和6年12月ぐらいに策定しますっていう何か答弁だったと思うんですけど。これ4月になって、決定は来年の4月になるところなんですけども。これなんか、延びた。早めに策定を決める理由と、その決定が逆に向こうに行ってしまった理由がわかれば教えてください。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）基本方針の変更決定のところでよろしいですか。

決定のほうが、令和7年4月以降という形になっておるんですけども。当初、最初の基本方針が令和6年4月に作りまして、それから説明会などもありました。それ以降ですね、8月以降、ここにありますように、教育委員会のほうで中身の変更協議をいたしまして、その結果、第2回の案、説明をさせていただいて、それを受けまして、最終的に令和7年4月以降に方針を決定していくという流れになっております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）すみません。私もちょっと、年度がちょっと、申し訳なかったです。

2行目のところの、2段目って言うんですかね、教員、児童生徒等へのアンケート

等の実施って書いてるんですけども。私もこの、適正規模・適正配置の意見交換会っていうのは、参加させていただいたんですけども、一般質問にもありましたけど、感覚一緒に、当事者じゃないってなった瞬間に、皆さん興味を失って、参加率がめっちゃめっちゃ下がるっていうことなんですよね。今度は未就学児の方からすると、やるんやったら早よやってくれよっていう話に変わるわけですよ。早くまたじゃあしますってなると、またかかる人は止めてくれっていう、この堂々巡りの議論になってて、要は自分事じゃなくなった瞬間に興味が薄れるっていう、この特性は仕方がなくて、この教員の方も、はっきり言うと、多分転属とかで、あと何年ここに勤務地先としてあるけども、何年後には自分違うところに行くよねっていうのがあるから、感覚としては、あまりその続廃合は上が決めることなので、私ら従うだけですみたいな感じで、直接この学校残すとか、そういうことに対する熱量っていうのは、あんまり僕は、いろんな学校行くんですけど、感じないところがあります。

児童生徒等へのアンケートも、自分の生徒さん、自分のいるときに変わるってなると、興味はあるんだけども、ほとんど被らないので、この辺、何か、アンケートすることに対して、僕もしてくださいっていうのは言うたんですけども。要は、続廃合したときに転校を伴うような世代に対するアンケートをするということでもよろしいんでしょうか。

それとも、今の在校生に対してアンケートをするということでしょうか。

○委員長（堀内和久君）学校再編推進係長。

○学校再編推進係長（東 和宏君）まず、アンケートの内容なんですけれども、今、新しい学校づくり推進計画につきましては、学校再編の計画もそうなんですけれども、これからの橋本市の小中学校のこういった学びを進めていくのかっていうところと、こういった学校施設の機能が求められるかかっていうところも含めて計画の内容に織り込む予定としております。

です。ここでのアンケート等っていうことにつきましては、再編統合に関する賛否っていうようなところではなくて、例えば、どんな学びをしていくのかであったり、どんな学校施設の機能が必要になるのかっていうことについて、教員の方々、すみません。あともう一点、学校再編を進めるにあたって配慮すべき事項などについて、やはり学校現場の教員の方々や、小学校、中学校の児童生徒について、ご意見をいただきたいっていうようなところを考えておりまして、再編統合の賛否についてのことではないっていうところを予定しております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）住民さんにとって一番興味があるのは賛否なんです。学校が存続するのか、なくなるのかっていうのが最大の関心事項であって、そこに関するものっていうのは、どこで言えばいいんでしょうか。このグラフの中で説明してください。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）お答えいたします。

この枠組みの中でとなりましたら、広く意見を求める形になりますので、パブリックコメントなどという形になってきます。また、説明会・意見交換会も予定しておりますので、その中でいろいろ意見をいただくこともできるかと思います。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）意見交換会は、意見を交換するものであって、賛否を表明するところじゃないですよ。そういうふうに説明会でも言われてますよね。それは何ですか。そこで賛否を表明してくださいって一言でも言っていました。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）賛否を表明すると言いますか、広くご意見を交換させていただくって形になってますので、そういったいろんな意見をいただいているところです。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）だから、住民さんが賛否を表明する場面はどこに来るんですか。保護者でもいいんですけども。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）賛否を表明していただくと言いますか、そういった計画策定までの中で、賛否という形じゃなくて幅広い意見をいただくという格好でしかないと思います。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）まあ、そういう答えなんでしょうね。いや、実は僕も悩んでまして、いろいろ説明聞く中で、教育委員会が言うことも一理あるなってことあって、賛成もしようかなと思うところありますよ。このままいったら本当に人減っていきますから、だからある時点で、こういう議論っていうのは絶対必要なんですけども、決断するときに絶対きます。それは僕もわかってます。ただし、どの時点で、やっぱり行政が説明、皆さんにやっぱりボールを住民のほうに1回投げない、投げる場面が絶対ないとおかしいと思うんですよね。皆さんもわかりましたよねって、理解してくれましたよね、皆さん賛成してくれましたよねっていう、その結節というか、そこがもう見えない中やってるので、住民さんも保護者さんも、ありきなんですよっていうことを、やっぱり言われてるので、僕も代弁してここで言わせていただいているんですけども。

僕が困ってるのは、賛否に関するアンケートもしないってなったとこで、僕がじゃあ全生徒さんにね、賛成ですか、反対ですかって言うわけにもいかないじゃないですか。だから、賛成する方もおられる、反対される方も、その意見もとてもですよ。でもその割合が、どっちが多いのかっていうのが、皆さんの出してこられた議案に対しての賛否に影響するわけなんです。反対される方が多いのに賛成するわけにいかないし、賛成される方が多いのに反対するわけにはいかないっていう中で、住民の皆さんとか保護者の皆さんはどういうふうに考えておられますか、地域の人は反対が多い、

でも、未就学児で、これから本当に実際当事者となっていく方は賛成が多い、こういう現状があります。皆さんどう思われますかってことに対して、教育委員会としては、当事者のほうである、未就学児の方のやっぱり要望というのを通していきたいので、地域の方の要望もわかるけども、当事者の教育環境を維持したいので、統廃合を進めますって話だったら、私はなるほどなっていうことはあるんですけど。そのベースとなるデータが全くない中で、どう判断してええかが全くわからないので、その部分は明確に出していただきたいなと思います。

今後、何かこういう形で、住民とか保護者の方が、どういうふうに考えておられるかっていうのを調査されるお考えありますでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）そういった形の、皆さんがどう考えているかというようなものを、今する予定は、今のところありません。こういった説明、意見交換会などを通じて一定の理解を得ていくというような形を進めていきたいなと思っております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）わかりました。教育委員会がしないということなので、私個人的にはSNSで、実はアンケート機能っていうのがあって、統廃合を賛成ですか、反対ですかっていうアンケートを付けて、実はインターネットに出してます。その結果を民意として私は理解してますので、そちらのほうを民意として議論をさせていただく方向で考えさせていただきます。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）こんにちは。最近、新聞のチラシに不動産屋さんから分譲、新築の分譲とかがよく載ってまして、その下に必ずって言うといいほど、最寄りの学校まで、それぞれですけど、何分ですって、徒歩何分ですって書いてあるんですね。これ見た方って、こういうこと知らなくて

買ってる方もおられるのかなって思いながら、最近ちょっとチラシ見てたんですけど。それはもう不動産屋さんの問題でしょかね。何かこれ買ってる人、分譲買ってる人、学校が近いからって買って買ってるのに、再編でこうなるってなると、どうなんだろうって感じてるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）実際、地域の説明会とか回らせていただいても、昔、家を買われたときに近くに学校あった。今、子どもたちも減ってきて、再編とかなって学校が遠くなったら、まちづくりでいろいろこれから大変だっていうご意見をたくさんいただいております。

ただ、我々としましたら、教育をしていくうえで、できるだけ多くの子どもたちの中でやっていきたいという思いでやっておりますので、そこらもこれからも理解をしていただくように努めていきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）不動産関係の、民間のチラシの定義は、教育委員会に関係あるのかないのか、その辺お願いします。

教育部長。

○教育部長（岡 一行君）関係ないとは言えません。教育委員会の今、基本方針を、このままもし決定となってですね、来年度、市の計画へと移行していくわけなんですけども、市として策定計画できれば、統廃合する学校の場所、年度が明らかにしまするので、当然ホームページ上では出しますけども、それを、例えば、見てない、見てなかったと思われる業者さんが最寄りにありますよとかって広告を打っていたときは、情報提供してですね、こういった計画が市にありますっていうのは打ち出していかないとかなんかと思っています。関係ないとは言えないと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）ありがとうございます。もうでも、すでに春だからでしょうけど、1月ぐらいからかな、もうチラシ入っ

てて、多分買ってはる人もいてると思うんですね。市として、やっぱりこうね、他府県から来る方もおられるでしょうし、「えっ、何なん。」ってなったときに、そこが、この責任っていう言い方もおかしいんですけども、どれぐらい市として、そういう不動産屋さんに周知って言うんですか。どうなのかなって思います。いかがですか。

○委員長（堀内和久君）事前の周知についてお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）今、方針を検討というか策定してる段階ですので、まだこれでしっかり決まったという状態にはなっておりませんので、なかなかそれを一般の業者さんに周知していくっていうのは、今の状態では、ちょっと難しい状況ではありますので、難しい状況になっています。

○委員長（堀内和久君）ほかに、続きでいいですね。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）何か気の毒やな。お家買うってね、本当に一生の中で一度か二度で、大変なローン組んで、子どもさん、一番の条件がすごいそこに、子どもさん、小さいお子さんおられる方って選ばれると思うんですけど。

いや、何かとても、何か気の毒だなんて気持ちなんですけど。そう思ったら早くね、この結果を出して早くお知らせすることだと思うんですが、何か何かまたね、違う周知の仕方あれば嬉しいなと思います。要望で終わります。

○委員長（堀内和久君）ほかに。

高本委員。

○委員（高本勝次君）これまでに2つの校区と言うんですか、恋野の地区の嘆願書、署名集めたところとかね、出てるんですよ。それは、いただいただけのことに済ませてるような感じも受け取れるんですけど。そういう声は一体どんなふうに今後、活かされていくのか、結局、先ほど言うてたようにアンケートのこと私も疑問を持って、再編について配慮するについて聞くようなアンケート、もう全く再編することありきで進めてる、一方的にそんな感じ受け取る

んですけども、そういう声の嘆願書、署名が出てるところがあるんですけど。それは実際にどんなふうに扱ってるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）いただきました嘆願書ですとか、署名につきましては、これからですね、新しい学校づくりの推進計画の策定を市のほうで作っていきますので、その中で議論をしていって、取り扱いを決めていきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）嘆願書や署名っていうのは、学校残してほしいっていう中身でしょう。全然、今おっしゃってる答弁違いますやんか、これからそれ活かしていくんじゃないくて、なくなるんですから、残してほしいっていう署名と嘆願でしょ。それ一体どんなふうになるんか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）嘆願書につきましては、学校を残してほしいということで、教育長と市長宛に出されている状況でございます。今、教育委員会として、学校再編の方針案を最終お示ししているところなんですけども、実際それが橋本市のイコールの計画になるかというのは、これからまた議論を深めていかないといけませんので、その中で、市長宛に出された嘆願書であったり、署名ですね、そういった中で計画をそのまま教育委員会の、言い方ですけど、考えてるとおりになるかっていうところでですね、その間で議論すべきと考えてますので、大きな民意を反映するかどうかっていうところですね、教育委員会だけでは判断できないということで、市の計画の前に、そこを重視したいと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）その2つ出た嘆願書と署名出てるところに対して、この間、今、進めてる方向について、実はこういう方向へ進めてるということで、理解を求めるような話ししてるんですか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）承ったときですね、対面式でいただいたんですけど、そのときに、今後、今すぐ判断するのではなくて、市の計画のときに考えさせていただきたいという旨で、お話しはさせていただいております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）そしたら、再編統合しないで残る可能性もまだあるってことです。そない理解したらいいんですか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今のご質問につきましては、否めません。

以上です。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）すみません。7ページ一番下の段のところで、再編統合もっと早めれませんかっていう話が、確か未就学児の説明会であったときに、学校名とか校歌とか校章ね、制服も決めていかないかんみたいな説明をされたときに、いや、そんなもんせんと、無駄にお金かかるだけなんやから止めて、やるんやったら早よ統合してくれよというお話があったんですけども。

僕も、自身も質問したんですけど、要は、こういう余分な、余分なって言ったら言い方悪いな、再編をするならかかってくるお金を、統合するならかかってこないお金って当然出てきて、時間もありますので、何て言うんでしょう、もし、今、考えられておられる再編で校歌も制服も全部一から決めるんだっていうのと、いやいや、もうお金もこのご時世ね、全部かかるし、もういいよいいよと、もう一緒になるのは、もう決まってるんでしょっていうことで、もう制服もじゃあ行き先の服でよし、校歌もそのままでいいです、学校名もいいですって、もしなったときに、一年間早まるとか、そういうことっていうのはあるんですか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）我々としまして、新しい学校をつくっていく、再編

統合という形を取っておりますので、吸収合併となりましても、いろいろ準備が要りますので、一年早くなるとか、そういったことはございません。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）時期は早くならないけども、実際、保護者さんからの申し出ですからね、これ。制服とかで一からまたお金使ってってことはもういいよっていうことをおっしゃられたのも事実ですので、実際そうやと思いますよ。掛け看板から全部変えないかんのですから。そう考えたときに、再編じゃなくて統合に、時期は変えないとしても、統合に最終的にするよってこともお考えもあるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）今のところ統合という形のことは、今のところは考えておりません。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）そもそも、ここは橋本市って言うて、市民がおって、この橋本市が成り立つとすると、その中で、ここでおるメンバーが、橋本市のことを代表として、当局側もおると思うし、我々もおると思うんです。その中でね、ほんまにこれ、今やろうとしとることが、ほんまに一般質問でもさせてもうたけども、その地元の人とか、その人らがどんな思いでおるかっていうこと、そこをやっぱりね、ほんまに真剣に考えていただきたいっていうふうに思います。やっぱり地元の方から、そら、私は境原地区なんですけども、恋野地区とか学文路地区とか、いろんな地区の中でいろんな意見があると思います。それはその中で解決していくことやと思うんやけども、でもやっぱり、それは、やっぱり市民から、こないしてほしいって言われてこそ動くべきじゃないんかって、教育委員会がいくらこれがええって言うたって、それ押し付けのようにしか俺は聞こえれへんのやんか。それがほんまに市民が望んでないことをするって言うんやったら、それ違うんちゃう

かなって。やっぱり地元の人たちとか、相談して市民の声っていうのを大切に受けとめるのが、我々のここでおらしてもらうと、議員もそうやし、当局側も俺はそうやと思うんやけど、どう思いますか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）地域の人の声とか保護者の声は、大事にすべきっていうところは、当然やと思っています。そういう意気込みで保護者説明会や地域説明会に入らせてもらっています。

ただ、やはりこういう学校再編っていうことになりますと、賛否は100%、0%になりませんので、最終的には決心っていうのを市として示さなければならいんですけど、今は、教育委員会として、将来のことを見据えて、少子化の中で学校再編を、教育環境を整えるという目的で説明会入らせてもらっていますので、決して押し付ける観点はございません。同じ目線でお話聞かせてもらっている立場で行かせてもらっていますので、決して地域の意見を蔑ろにって、言い方ないですけど、そういう気持ちもありませんので、民意をです、特に保護者さんについては、重きを置いて聞かせてもらってです、取り組んでいくっていうところは、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、部長から答弁したとおりなんですけれども。現在も、今の学校は、昔と変わってきてて、私の感覚で変わってきてて、やっぱり地域の方の力を借りながら教育活動、以前に比べたらかなりしてきてると思っております。その中で学校だけでは育てることができない子どもたちの力を、一緒になって育ててくれるってそんなふうに思っています。だからこそこれから、こういう再編の話があったとしても、その姿勢っていうのは、これから大事にしていきたいし、地域の協力がなければ、自分は駄目だと思っております。だからこそ、丁寧な説明と意見交換をしながら、どういうところで合意点って言

うか、そんなんを見い出していけるかっていうことを、今回1回目、そして2回目の説明会で、私自身持って帰ってきてるつもりであります。だから気持ちとしたら、同じ思いで進めていこうと思っておるところです。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）こんなことをお聞きして、あれかわからないんですけど。先月の2月22日に、学校統廃合を考える市民集会っていうのがあったんです。この案内は、新聞にも折り込みあったんで、教育委員会の方もご存じやと思うんですけども、これ、どなたが行かれたかどうかをお聞きしたいことと、そのときの講演が、和歌山大学元副学長の堀内秀雄先生が講演されたんです。その中身が一言で言ったら、学校があることはまちづくりの基本、学校がなくなるとは、まちが荒廃していくというふうにつながっていくということで、お話しあって、参加された方も河南地域、河南地域から学校がもうすべてなくなってしまふ。これ実施されると。ということで、やっぱり、先ほども意見出てましたけど、やっぱり住民の声が基本で、住民の地域の皆さんがどう考えてるかということをよく聞いたうえで進めなくては、一方的なやり方ではなくて、っていうような参加者からの意見もありまして、それで、当日行かれた方がおられるんですか。ちょっとご意見をお聞かせください。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）そういった講演会での所課の集まりがあったのは承知しておりますけれども、教育委員会からは、参加しておりません。教育委員会事務局からは参加しておりません。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）参加してないとおっしゃったんやけども、こういう大事な問題、市民集会の集まりで、和歌山大学元副学長が講演されるということですね、行かなかったっていうのはどうもおかしな話だと。こんな大事な問題でね、どういう話されるか、来てる皆さんの声を、どういうことを

おっしゃってるかということを知ることができなかったんですかね。行ってないっていうのは不思議じゃあないですが、どうですか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）いろいろな意見はあると思うんですけども、公務外ということで、自主参加をするかしないかは、職員の個々によりますけども、当日、職責によっては別の公務があったんですけども、行く、行けへんっていうことに関して、行ってきなさいというものではないと考えます。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど、教育委員会事務局からはという話でさせていただきましたが、教育委員会委員の中には参加してる者もありまして、そこからは報告を受けております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）今、教育長おっしゃった、どういう報告を受けたのかをちょっと教えていただけませんか。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど高本委員もおっしゃられていましたが、その講演の中身、そして、どういったご意見が出てきたかということについては、聞いておるということです。

○委員長（堀内和久君）ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君）すみません。我々は何を考えて結論って言うか、方向に賛同していかなあかんのかなって思うんですけど。まずはね、この学校再編の関係で言うたら、まず、子どもたちにとって、将来も含めてどうすることが一番ええんかっていうことでね、ポイントを僕置くべきだと思うんです。地域はどうなるんかっていう話については、それは、こういう再編があった後、地域はどうしていくんかということを、やはりこれは、もう行政も考えてもらわないかんし、いろんな団体、今でもその地域のコミュニティが大事やっていう話の中で、学校運営協議会もあって、教育コミュニテ

ィもあって、いろんな団体が地域の中で活動して、地域コミュニティの充実に頑張るとるわけでしょ。ほんなら、まずは第一は、子どもにとってどれがええんかっていうことを考えてあげるべき。地域エゴは、僕は外したらええと思うんで、まずは第一に考えて、その後の状況になって、地域がこういう状況になるんやけども、そうしたら、その地域をどないしていくんかっていうことをね、みんなで議論していったらええん違うかなと思うんです。これはもう行政も考えてこなあかんことやし、教育の、子どもたちのことについては、教育委員会がやっぱり精一杯、ほんまに考えて、早なるんか遅なるんか知らんけど、みんなの意見としては、早かれ遅かれ、そういう統合はせないかんやろと、これだけの少子化になってきたらね。そう考えたら、そういうときのことを考えた、やはり教育をやっぱり考えてもらわなあかんっていうことなんで、まず子どもを第一に考えてもらったら僕はいいと思うんです。後は、地域のことは地域に任せてよと、みんなで、地域の人、いろんな団体もあるんで、地域で、その地域なくなった後、地域でみんなどうしようかということを知、行政も交えてみんなで議論したらええと思うんです。統合されてどっちの方向へ行くかわかりませんけども、統合されてなくなった、統廃合されてなくなった地域については、その地域をどうしていくんかっていうことをね、みんなで考えていったらええんちゃうかなと、僕は思いますけども。

その後の地域の問題については、どうなんやろな、再編された学校の話とか教育方針っていうのは聞いてるけど、後のその地域、残されたって言うか、その統廃合が終わった後の地域のことをどうしたいん、どうしていくんかっていうことをね、ちょっと聞かせてほしいなと思うんです。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）ありがとうございます。再編された後ですね、そういった当然、学校を中心としたコミュニティが広がっていきますし、当然、学校が移っ

てしまった地域も出てくるかと思います。そういった中で、学校の跡地利用なども含めまして、今後どういった地域の人が集まってくるような場所ができるかとか、機会ができるかというのを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）ご意見ありがとうございます。地域づくりっていうのは、本当にこう、その地域、今、教育委員会としては中学校区ごとで、そういったことを考えていこうっていうことで進めているんですが、特色を持ちながら、今、取り組みはされています。いろんな団体が関わってくれています。教育コミュニティの中には、いろんな団体が関わってくれていますので、そういった方々と話し合う機会というのを、今、計画的に進めているところがあります。ですから、そういったところでの議論っていうのが一つあります。

もう一つは、地域の方々に、今後、うちの地域は、どうしていったらいいんだろうっていうことを、自分らで話し合いを始めてくれる地域もあったりもします。ですから、そういったところの活動に、私たちも参画させてもらいながら、しっかり、学校が、その地域からなくなったところについても、広い地域にはなるんですけども、中学校区ごとで、これからどんな形で地域と学校のつながりを作っていくかっていうあたりも、また、地域にどんなことを起こしていったらいいのかっていうあたりも、しっかり共に考えていきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）辻本委員。

○委員（辻本 勉君）このことはね、教育委員会だけの問題では僕はないと思っとる。先ほど、梅本委員からもあったけど、まあ言えば、資産価値も下がってくるっていう可能性もあるっていう問題もあるし、いろんなことを考えていくと、やはりこの行政として、やっぱり取り組んでいかなあかんことはたくさんあると思うんよ。これもう市長部局のほう、教育委員会はいろんなことで今も現在もやってくれとるんやけど。

やっぱりこっち側自治会も抱えとるし、その辺から言うたら、いろんな問題、その地域の資産価値が下がる問題も含めていったら、市長部局の今後の取り組みっていうのは、ものすごい大事になってくるんでね。その辺は、こっち側はどない思っとるんかな。

○委員長（堀内和久君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今、現状です。やはり自治会に関するお話、今、委員からも出ましたが、自治会の後継者不足ですとか、地域における課題っていうのは様々、たくさんな課題があるっていうふうには認識しています。

それぞれ地域の中で、市民協働ですとか、その課題解決に向けて動けるようにするために、地域運営組織を作るべく、今、様々な関係団体に集まってもらって協議しているところとなっています。現在、統廃合の学校のお話になってくるんですけども、統廃合された学校に対して、どういう活用をするかっていうのは、そういう場でも、また侃侃諤諤、様々な議論をしていく必要があると思います。今の時点で、統廃合する学校をどんなふうに使っていくっていうのは、ご答弁はさせていただくことはできませんが、やはり地域の皆さんと相談したうえで、どのような活用の方法があるんかっていうのを、しっかり考えていく場っていうのが必要になるというふうには思っています。ですので、方針が決まった暁には、また地域のほうと、こういう利活用に対する相談、どういう使い方があるのかっていうのを、一緒になって考えていくような場っていうのを作っていく必要はあるんだというふうには考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君）もう、だいぶ以前から河南地域がね、やはり遅れとるって言ったら怒られますけども、やはりちょっと離れてるとこなんで、活性化に向けて、だいぶ木下市長も取り組んでいて、いろいろやられとると思うんです。公民館も新しく

なったし、いろいろやってるんで、だいたい河南地域っていうのは活性化されてきとると思うんです。この段階で、河南に学校がなくなるっていうことについては、僕も、ものすごい心配しとると思うか、河南地域も今まで頑張ってきて、だいたい活性化されてきたんやけど、ちょっと学校なくなったら心配やなというね、統合されて小学校、もう中学校も、もちろん向こう行って、橋本へ統合された、小学校がなくなって統合されていくと、ちょっとその辺が、これから河南地域どうなるのかなっていう心配はあるんです。子どもにとって、どっちがええかって言うたら、またそれは、もう教育委員会が考えてもうたええことなんやけど、地域からいくと、ちょっと心配かなっていう気もするんやけどね。

○委員長（堀内和久君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）統廃合で学校がなくなったりすることで、地域の活力が低下するっていうことも考えられると思いますので、市長部局といたしましても、教育委員会と連携して、できるだけ地域の方の声を聞きながら、活性化に向けた取り組みについては、共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）僕もこれでラストかな。いろいろ意見交換会を聞いてる中で、当局の説明を受けて、市民側っていうのは、意見は出すんだけど、もうその何でしょう、それをひっくり返すだけの、何でしょう、材料がないわけなんですよね。言ったら逆に言うと、当局側は、今、こうやってクラスが減って規模が小っちゃくなってるから統廃合しますっていうことなので、クラス、2クラスないとあかんて。

だから、ある意味、住民さんの方に対しては、皆さんが、ここに30年、40年住んでこられて、実際に、皆さんがこういう地域を作ってきてしまったっていう事実もあるわけじゃないですか。お子さんがいても、お子さん自体が留まらせることができなくて、大阪・東京へ行ってしまった。そういう中で、皆さんが、やっぱり今、もっかい

自治会とかいろんなものを見直して、若者をね、皆さん自身が引っ張ってきて、生徒さんがここまで戻ったらね、この統廃合っていうのはね、なくなりますよっていうような、何でしょうね、ボールを市民側っていうんですかね、あっちに1回投げないと、何でしょう、我々は言われてそのまま飲むしかないみたいな、反対するのは署名とか嘆願書とかいうことであって、でも、署名しても嘆願書を書いたところで、子どもさんはその地域には増えないわけですよ。我々がやるべきっていうのは、地域の人が必要にやるべきは、署名を書いたり、ほんまに残すためにはね、署名することとか嘆願することじゃなくて、いかに若い人を地域に呼ぶための努力を行政に任せるんじゃないかって、地域の人に取り組むかっていうところに、やっぱりボールを持っていかなないと、根本解決にはならないのかなっていう中で、その目標値が見えないわけですね。だから児童さん、城山も次から、来年から1クラスになりますけども、やっぱりそれを、もう一度40名までね、上げてくれたら、もう1回ちょっと検討の土台に乗せ直しますとか、何か、そういう自治会にも、このボールを投げるっていうアクションが、どっかであったほうがいいのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）難しい問題ではあるかと思います。地域づくり、当然、主役は地域の方だと思います。ただ、地域の子どもの増やすというのが、来年増える再来年増えるというものではなくて、ものすごい時間のかかるものだと思います。なので、この今の状況のまま、それを待っているということも、なかなか難しいかと思うので、今回、立てた方針、方針を立てて取り組んでいるところです。

○委員長（堀内和久君）ほかに。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君）7ページの、この策定っていうか、計画が策定された後の学校、地域、教育委員会、市による学校再編の準備っていうところの、ここの話し合いをさ

れる方、どんな方が、そこでお話しされる、予定されているのでしょうか。

○委員長（堀内和久君）学校再編推進係長。

○学校再編推進係長（東 和宏君）あくまで例にはなるんですけども、各学校における保護者の、PTA代表であったりの方であったり、あとは就学前の保護者さん、また、区長であったり、地域の方々、あとは、学校運営協議会や教育コミュニティ、また、学童保育の関係者などですね、あとは、各学校の校長先生や担当教諭、また、教育委員会事務局の職員などっていうことで、いろんな学校関係者の立場の方々っていうことを予定しております。

すみません。統合準備会っていう形で、そういった方々の話し合いを予定しております。

○委員長（堀内和久君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）これは、だから新しい学校のことをお話しするっていう形だと思うんですね。先ほど教育長がおっしゃってみたいに、事実上廃校って言うか、になるところの、せっかく今まででき上がってきた教育コミュニティ、すごく力も入れていただいたし、住民さんたちも、もうほんまに、その学校の子どもたちを応援しようっていうことで、すごく協力的に今まで頑張ってきたと思うので、距離もね、なくなることによって、そこで終わってしまうっていうんじゃないくて、教育長がおっしゃってみたいに、教育コミュニティの残された住民さんとかっていうような、せっかく今まで応援してくれてた方たちの議論の場も持っていただけるっていうようなお話やったので、そのところを活発にやっていただくっていうことが、それこそ地域の活性化にもつながると思いますし、離れたからといって、子どもたちの縁が切れるっていうようなことでもないと思いますので、やっぱりその辺のつなぎ、つながりというか、そこをもう、何かここでブチッて、なくなったら終わりっていうんじゃないくて、その人たちの力をちゃんと、何て言うのかな、まとめておくと言うか、また更に注いでいただけるような仕組みづくりを、今、

この場で作っておかないと、やっぱりつながっていかないと思うので、その辺のところをちょっと約束していただければ、ありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、もう、そういった話し合いを中学校区ごとで行なってるってことは、結局、再編統合されたエリアの中での話になりますので、今も、そういった方々に集まってもらって話し合いは進めています。ですから、準備会の中においても、先ほど、こういった方々に関わっていただくかっていう説明ありましたけれども、その中のメンバーも、そのエリアの中を全体、包含する形で、やっぱり構成しながらやっていく必要がある。だから、前のエリア、今のエリアって、そんなふうに分けて、それぞれが話し合うわけではなくって、1つのエリアとして話し合うことに価値があると思っています。

○委員長（堀内和久君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）ここで、どんな方がっていうのは、これから先の話やとは思いますが、やっぱり関わっていただけてる中で、例えば希望されて、もう次の学校のこと、子どもたちのことが気になるから、そこに参加したいよっていうような方がいらっしゃったら、その土俵に乗せていただくということなどはできますでしょうか。勝手に区長と何とかっていう形で、もう充て職みたいな感じで進めるんじゃないくて、特に境原に関しては、やっぱり1,500名ほどの嘆願っていうか、署名されてる方たちがいますので、その代表の方でもいいので、やっぱり集めた以上は、それ責任があって、すごいエネルギーで頑張って集めていただいたと思いますし、フィードバックしていただける、結果がどういふふうになるっていうことも、ちゃんと説明していただけたらと思うんですけども。その点も含めて、今後、しっかりつなぎ止めるという意味でも、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今、おっしゃっていただいたように持っていかなあかんと思っています。建設的な意見を出していただいて、今までお世話していただいた方で統合準備会で自分たちに何ができるんかっていうことを一緒に考えていきたいという方がいらっしゃれば、何も拒む気持ちはございません。

以上です。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）いろいろ今、皆さんからいろいろ意見、ご意見出たんですけど、率直にお聞きします。例えば、河南地域では、学校がすべてなくなってしまう。現在、住んでおられる人たちが、若い人たちがおられたら、これからこの河南地域に住んでみようかと思われるって思われるのか、それか、若い人たちがこれから河南地域に引っ越してみようと思ってくれるのか、率直に、その辺どうなのでしょう。それ両方あるんですけどね。少子化いうて、いろいろやってかなあかんで、子育てね、やっぱりどんどんこれからやっていかな、若い人たちがこれから来てもらわなあかんっていうのが、基本、大きな基本方針あると思うんです。市としては、それから外れてないんですかね。ちょっとお聞きしたい。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）お答えします。若い方住んでいただく、住み続けていただくっていうのにあたりましては、いろいろこう、条件というか、そのことがあります。それは、地域の魅力であったりとか、もちろん学校が近くにあるっていうのはあるかもわかりませんが、やっぱり最終的には地域の魅力が、ここで住んでみようと思っただけのようなことが大事かと思っています。

いろいろ取り組みされてる方もたくさんいらっしゃいますので、そういったことで地域の魅力があれば、学校につきましてはスクールバスとかですね、新しく負担増えないような形の取り組みを考えておりますので、そういったことに、新しい地域の魅力っていうのが大事なかなと思います。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）それはわかるんです。それはもう当然ね、地域の魅力がなかった

ら人が寄ってこないからね。そやけど、子育てする若い人たちが学校がそばにあるというのが、まず基本です。本当に。そう思いませんか。近くに学校あったら、そういや引っ越してみようと、まず一番の魅力ですわ。学校が近くにあるっていうのが、そのほかいろいろ魅力ありますよ。そういう魅力作っていかなあかんっていうのはわかるんですけどね。まずは学校があることが一番の魅力じゃないでしょうかと私は思うんですよ。その辺がちょっとずれてんちゃいますかね。どうでしょうかね。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今、おっしゃられたように、若い世代の方がですね、親から自立して自分の所帯を持つ、ローンを組んで不動産のマイホームを購入するということに、何を考えるかという、徒歩通学に子ども授かったときに行けるかどうかっていうのが大きい、そこは否めないと思うんです。ほとんどの方がそういった形で、価格とかありますけども、そこはやはり否めませんので、今この再編というのをですね、方針から計画に持っていくにあたって、かなり前倒しで、こういった考え方を出していますので、学校に通学支援を並行して考えていくということをご理解いただいでですね。徒歩で行けるとこじゃないけどもっていうところを、お考えいくように、私たちは考えていくべきかなと思います。確かにその、小学校の距離が、自分の家を買うっていうのは、そこはおっしゃるとおりやと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかに。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）もし、自分がこの統廃合に関わってる保護者だったらってすごく考えたんですけど。何か、人間って、今がなくなっちゃったり、壊れることって、すごく怖くて、統合することで、私、前もちょっとご意見させてもらったんですけど、イメージができないんですよ。統合することで、どう子どもにいいんだろうとか、じゃあ地域の方もどういいんだろうとか、もちろんデメリットも一杯あると思います。何か他市で統合されて、うまくいったところの、例えば、映像を、もちろん市によっ

て違いますけれども、人口の差とかもあって、でも映像を見ていただくとか。もっとこう、統合したらこんなになるのよみたいなイメージがなかったら、何かこうイメージできないんですよ。何かそういうのも、すごく大切になっていうふうに思います。そういうのも、何かこう、感じていただいたうえで、デメリットの部分を話し合っていくって言うんか、っていうふうに、また要望としてですが、要望と言うか、すみません。聞きたいです。すみません。そういうのをお考えになられたことがありますか。ビジョン。

○委員長（堀内和久君）学校再編推進係長。
○学校再編推進係長（東 和宏君）今の第2期基本方針におきましては、学校再編の方針のほかにも、あんまりクローズアップされないんですけども、これからの学校で目指すべき重点取り組みっていうことで、今、7つの項目を教育委員会議で設定しております。こちらについては、説明会の中でもお伝えしているところなんですけれども、より具体的な内容っていうところについては、まだ方針段階ですので、まだちょっとははっきりとしたものっていうところまではいってないんですけども、現在、策定を進めております推進計画の中におきましては、それらをどのような形で描いていくかっていうところの具体的な方策について検討を進めているところです。

現在の橋本市の教育状況についての課題や、描く子ども像について、どんな能力を伸ばしていくかっていうところを考えた際に、必要な取り組みっていうところの具体的な内容っていうところの検討を進めているところですので、今後の説明会においては、これまでよりも、より一層イメージしやすいような内容の説明をしていきたいっていうふうには考えております。

○委員長（堀内和久君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）ありがとうございます。もう説明は、もう要らんほど聞いてはると思うんですよ。ですから、もっとこう、映像化するって言うか、視覚で訴えるって言うか、何か夢を持っていただくとか、そ

ういう問題じゃないと思うんですけど、そういうところがないと、なかなかそれよりも、今がなくなることが、人間ってね、不安定になることが安定を求めるので、もっとそのビジョン、それは橋本市でも言えることなんですけど、全体としても、もっと何かこういう市にとかいうビジョンって言うのかな、わくわく、どきどきするような何かね、そういう映像を作っていただいたりして、訴えていただけたらすごく嬉しいなと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）私もちょっと何個か、ちょっと河南の話出たんですけど、私河南なんで、あえて河南の質問はしませんが。全体的にさっきの、基本的なところで言うと、教育総務課さんと学校教育課さんには、公務員としてね、敬意を表したいと思いますわ、はっきり言うて、やっぱり公務員としての公僕としての職責をよくやってるなと思います。そのうえで、教育部長と教育長に何点か伺うんですけども。

先ほどの教育部長の答弁で、コミュニティとか地域のことよりも、生徒、学校現場の整理って言うか、学校現場をファーストにした形で整備していくのが、この案件であるっていうような答弁したと思うんです。片や、その後、教育長は、学校の先生たちは地域の人と一緒に授業をしていかないと、地域の人に頼らないといけないっていう、ここが僕の中でずれてるような気がするんですね。言うところわかりますか。だから、地域のコミュニティとか、境原の話とか、要望とか嘆願書とかあって、その件と学校の環境を整備することとは違うっていう答弁を僕は解釈したんやけども。長同士の何て言うんかな、解釈が、僕はずれたように、今、聞こえたんですよ。

これ統廃合する。何年か後にすると、地域のコミュニティなくなっちゃうよっていう議論より、生徒の環境整備することを優先とするのが、この適正規模・適正配置、

片や学校の授業は、地域と一緒にないかんと、お世話にならんとできへん部分もある。実際そうやと思うんです。私ら河南なんか特にそうです。だから、これは適正規模・適正配置で、生徒ファースト、先生ファーストでやっていく、5年後、10年後こういうふうにやっていくっていうことが、信念であると言うんであれば、地域のこの先生方、地域の絆っていうのは、コミュニティとは別で、学校運営協議会とか、学校とリンクしとる地域の人たちっていうのは、どこでどういうふうに発揮していったらええんやろっていう、そこがちょっと私、今、思ったんで、まずそれ先聞きたいんですけどね。いかがでしょうか。

○副委員長（垣内憲一君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育環境を整えるっていうことと、私が話しさせてもらったこととは、私自身は全く乖離してるとは思っておりません。教育環境を整えるっていうことは、絶対こう、必要なものとして整えていくものであって、それはどちらかと言うとハード的な話があるかなと思うんです。けれども、それを、その環境を整えて、そして、うまく子どもの教育を効果的に進めていくためにはっていうことで、ソフト面でやっぱり地域の人たちとつながっていないといけない。私自身は、ずれていうのは全く感じていないんですが。

○副委員長（垣内憲一君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）私の先ほどのちょっと答え方がそういうふうに捉えられたというところは、ちょっと至らなかったと思うんですけど。保護者の説明会と、もう一個地域の説明会っていうのを2つさせてもらってるのは、学習環境を整えるっていう方針を伝えるとともに、学校の場所が変わって再編しても、地元の地域の子どもたちを引き続き見守ってほしいっていうのもあるんですよ。そういったところがありますので、2期の方針の中にも地域コミュニティっていうのもうたってますし、ちょっと先ほどのお答えでは、ちょっとその部分が、ちょっと抜けてたかなと思うんですけども、そこは一緒でございます。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）解釈があれでしたら、お詫び申し上げます。ただ、地域のコミュニティと別とはいえ、一緒とはいえ、何て言うかな、教育委員会側に都合のええようにしか思っていないやなっていうのは、私は感じます。地域ってほんまに、そんなぬるいんですよ、ほんまに子どもたちがあって、子どもたちが輝いとるから地域が汗かいて、何かお手伝いすることないかっていうふうに来てくれとる。僕が小学校の頃からそうです。そこをもうちょっとわからんと、今、辻本先生言われたように、やってみて、その後また地域、市長部局が考えるって言うけども、失われてからでは、何て言うかな、取り返しのつけへんことってあるんとちゃうかなっていうのも、もうちょっと慎重に行くべき、だから緩やかっていう言葉使うんです。その緩やかな話なんですけども、当初1回目の説明の前に、この場で文教厚生建設委員会での話であったり、校長会のお話、私らいろいろ勉強させていただいた中で、当初3か年でいくっていう計画で1回目説明に行ったんですよ。これは、私らは最初の1年生が入学したときの6か年以上の時間を持っていきなさいという答申、書面では出してないけど、そういう意思決定を、この場でしてお伝えしたと思うんです。ほんだら、3年で行って、1周してきて、ほんで、2回目は6か年なんですか。ほんだら、3年でいくってなとったら、これももう1年経過して、あと2年で、あなた方できてるんですか。議会を軽く見てないですか。僕はそこに対してちょっと疑問思うんやけどね。入口の時点で、できるだけやむを得ない、いずれ5年、10年後には少子化で複式になるところできてくるって、辻本先生言われるように、いずれ来る現実のために向き合なあかんとこっていうのは、議員さんら皆学校残してほしいけど、いずれは協力せなあかんっていう認識を持っとるんですよ。その中で、教育委員会こそが地域の代表である議会を味方につけて、区長を味方につけて、市民参画を説いていくのが本来の説明のスタンスと違うんですか。あなた方3年でいくって言うて6年になった。責任って誰が取るん。答えてください。

○副委員長（垣内憲一君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）確かに、当初の1回目の説明会のときは、最短で3年って

いうのを掲げて入りました。そのときは、災害対応、市としてしないという前提で入ったんですけども。1周回らせてもらって、やっぱり保護者の意見をお聞きして、やっぱり具体的なお話を聞いてですね、このまま、今の1回目の案で進めていくよりは、もう1回考え直すっていうのが、やっぱりリアルに出てきました。それが、ちょっと言いにくいんですけど校長会であったり、文教厚生建設委員会であったり、もうちょっとゆっくり考えたらええんちゃうかっていうところに結局戻ってしまった形にはなるんですけど、1回目回ってきてですね、お話聞かせてもらったからこそ、やはり災害対策を打つとか、子どもに6年間で2回負担をかけないとか、そういったところがやっぱり出てきて考え直すことになりましたんで、年度の途中で出した方針を見直すということ自体がどうかって言われたらちょっと辛いんですけども。見直したほうが好ましいっていう形で、教育委員会としては、今、考えてるところです。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）聞いた感じは綺麗に聞こえるんやけどね。議会軽視やないの。我々は、市民、選挙出て市民から負託を受けて、1票ずつ貸してもうてこの場に立つとるんですよ。市民の民意なんです。わかります。ほんで校長会って言ったら、学校を預かるとる各学校の一番権限のある方です。一番生徒を守るに対しての責任を持っている方です。その2つは、民主主義においてね。前も言ったでしょ。3年でいけんのって、ほんだら、災害があったからどうのこうのって、民意におりていって、意見交換という名の説明会をして、3年やなくて6年が合っとったって、ほんだら、校長会と市議会を馬鹿にしてるんかっていう話ですよ。決してそんなつもりはないって言うけど結果そうじゃないですか。10か年計画でいけて言うて、6年ないし10年で説いていくっていうんであればね、ご互いにしんどいことでも歩み寄って一緒にやっついこうよって、手差し伸べれますよ。嘆願書まで出たっていうことは、あなた方が嘆

願書を書かせたんとちゃうんですか。結果そうなりますよ。私ら議会、議員先生、皆さん各地域でおって、いろんな相談を受けたら、確かに、岡本喜好さんの言うとおり3か年から6か年になったら、在学生の1年生、2年生あたりの保護者の温度差っていうのは確かに変わる。下の子が1年生、2年生でおるおれへんで、3年と6年の定義は変わる。就学前にターゲットが変わる。地域のコミュニティ全体に変わるっていうことは、世に説明に放つ前から文教厚生建設委員会から言われとったでしょっていう話なんよ。すなわち遅延行為した。無駄なオーバーワークした。こういう反省っていうのをしないと、だからこうなるでしょって言ったじゃないですか。最初から6年で歩み寄っていったら、もっと円滑に進んで、オーバーワークでしんどなることもなかったんと違うんですかって、その責任は教育長、教育部長、あなた方にあるんだって、僕言うとなですよ。何か答えてくださいよ。

○副委員長（垣内憲一君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育委員会の方針については、教育委員会事務局、そして、教育委員会議において方針を決め、それをもって、ここに報告させていただき、その内容を説明に回らせて、回りますっていうことで、取り組みをスタートしました。

私自身、今の学校の子どもたちの人数、そして数年後の学校の様子を見たときに、特によくわかる形としては、複式っていう形がありますけれども、複式が1つあったり、そしてもう、ゆくゆくはもう、もう来年度、2つになってしまう学校も出てきています。その中で、やっぱり少ない人数の中で、本当に子どもが楽しく学校へ行けるんだろうか。そんなことを考えたときに、やっぱり私自身、現場でずっと長年、教壇に立ってきてる中で、子どもが学校で楽しく学べるっていうことを考えたときに、やっぱり少ない人数っていうのは、すごくやっぱりこう、辛い面があったんですね。実際に、子どもたちがそういう状況にあるかどうかはわかりませんが、今の子どもたちにもプラスになる、次の世代にもプラスになるっていう形で、やっぱりこのはじめの時期設定っていうのは、させてもらいました。ほんで、それを1回回る中で、いろんな意見をもらって、少し伸びる形にはな

るんですけれども。けれどもその中でも、やっぱり今の少ない人数のところは変わらずあるわけなんです。そういったところにもやっぱり手を差し伸べていかなあかんっていう状況もあります。

ですから、今、両方の意見を実現する形っていうのはないのかっていうのが、私自身、今、探っているところです。まだ教育委員会議で、この方針でいきましょうっていうのは、次まだ決定はしていませんので、教育委員会としての方針は述べることでできませんけれども、私の思いとしたら、今の子どもたちも、そして次の子どもたちも、幸せになる形を作りたかったっていうのが、そういう思いです。意見を聞かなかったっていうことを、ご指摘いただいているわけなんですけれども。やっぱりその中には、今、説明させてもらったような、今の子どもたちの環境をどうにか変えていきたいという思いが私の中にはあって、そして、教育委員会で決定して、それを説明に行かせてもらったっていうのが状況です。

そのように、ご指摘いただく、いただいたことについては、もう、私としては言い訳するつもりはございません。けれども、私たちの思いとして、私の思いとしては、そういう思いで行かせてもらったところです。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）すみません。要望で。地域の方と保護者の方で分けられて説明をされてるんですけど、どちらも同じ方向性の意見だと別々でやられてもいいんですけど。これが、一方は賛成の方もおられる。一方は反対ばかりみたいなきに、地域の人は、その場にいたその自分らの雰囲気しか知らないんで、要は、こういう意見の方もおられるんだってのがやっぱりわからないわけですね。地域には地域のことばっかり言ってるけども、保護者の方にとったら、いや、子ども少なくて早よ統合してよっていう方もおられて、それをね、あえて同じ地域に住まれている方は、世代でぶっ

た切ってやることでね、皆さんは情報共有してるんですけど、実際に参加されてる方は、情報分断されてるわけなんですよ。保護者の方が地域の意見の、ホームページを一個開いてね、見てるかって言ったら見てないですよ。逆も同じやと思います。だから、今後、まだやられるのかどうかちょっとわかんないんですけども、意見交換会をされるなら、中学校区の関わるすべての方が参加してお話いただくっていう場を設ける。もしかしたら反対の人が多い中で、実は私賛成なんですってのは言いにくい方もおられるかもしれない。かもしれないんですけども。でも当事者として、やっぱり自分の子どものことを思ったら、やっぱり賛成したいっていう方もおられるかもしれないので、地域の分断を恐れて別々に情報を分けるっていうのは、ちょっとよろしくないのかなと思ったので、できれば合同でやっていただけるような機会を設けていただきたいなというふうに思います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、暫時休憩いたします。

（午後2時33分休憩）

（午後2時34分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

本所管事務調査は、本件、本委員会をもって調査を一旦終了させていただきます。

いろいろ質疑等、質問等に答えていただいて、ありがとうございました。また後ほど、意見書であったり、何か形として教育委員会さんのほうには、いろいろ答申のほうを出させていただきたいと思いますので、これで終了といたします。ありがとうございました。